

市政ニュース

昭和41年8月25日発行 第166号

毎月5、15、25日発行 一部2円

発行所 五所川原市役所

永久選挙人名簿調整表

6月20日	調査	全家族(同居人も含む)
6月29日		
8月26日	縦	登録されているかどうか確認 (誤記や記載もれを発見したと
9月9日	覧	きは期間内に異議申出する)
9月30日	登確	永久選挙人名簿の登録資格者が 録定 確定

10月1日 追加登録
(追加登録日未定)

追加登録 登録確定以後に満20歳になった人。初回にもれた人は、この時に登録するから、あらかじめ申出書をだしておいてください。

永久選挙人名簿

縦覧は8月26日から

これまで、毎年九月十五日現在で調製されていた、基本選挙人名簿と、選挙のつど、申請により調製されていた。補充選挙人名簿の制度が廃止されました。これは、毎年作り直されていたノート式の名簿を、カード式の永久名簿にしようというものです。

居住は三か月以上

六月二十日現在で調査を進めておりますが、住所の要件は、従来通り三か月以上の居住者、すなわち、三月二十日以前から五所川原市に居住している方です。

満二十歳以上の方

年令要件は、九月三十日、満二十歳となっている方です。法律的には誕生日の前日、満年齢一年と数えまますから、十月一日生まれも含まれます。

以上の資格がある方は、こんどの永久選挙人名簿に登録されることとなります。

この名簿は、九月三十日に確定し秋に執行される予定の市長選挙に使用されることとなります。

なお、一応、住民票とかあらゆる方法で調査し、登録していませんが、住民登録のしていない方や、住民登録のしてあるところと、変更手続をしていないで居住している方等は、誤載されたり、調査の際、不明のため脱落したりする場合があります。心あたりの方は、選挙管理委員会まで申し出てください。

記載されているか

確認(縦覧期間)

八月二十六日から九月九日までの十五日間、日曜日土曜日の午後でも、選挙管理委員会事務局で名簿を見ることが出来ます。

もし、記載の誤りや、漏れがあれば、異議の申し出ができます。

この期間(九月十日以後

()が過ぎると、異議の申し出でも、訂正することもできません。また、その後、発見しても、この期間に申し出なければ、つぎの追加登録まで、選挙権の行使はできませんから、お気の毒ですが、漏れている方は秋に予定されている、市長選挙の選挙権の行使も、できないこととなります。

住民登録をしていないが、三か月以上居住している方は、

五所川原市に、三月二十日以前から居住しているが住民登録もしていないし、その他、一切正規の手続きを市役所にしていない方は、すぐ住民登録の手続きをしてください。

そして、現住所に三か月以上、住んでいることを証明できる電気、ガス等の公共料金の領収書や、家賃の受取り、手紙等を持参すれば、申し出では受けつけられます。

三月二十一日以後の転入者は、

三月二十日以前より、六月二十日現在まで、五所川原市に住んでいる方のみ



登録資格が与えられますから、三月二十一日以降からの居住者ですから、三か月に満たないので、前住所地にも、五所川原市にも登録できませんから、どちらにも選挙権の行使はできません。今後は、申告制度になりますから、転入者等は、選挙管理委員会に申し出てくだい。

申し出でなければ、永久に選挙権の行使ができなくなります。

申出用紙は、選挙管理委員会にあります。(印かんを持参してください)

投票区の増設

千鳥町に集会所が建設完成しましたので、千鳥町と湊(さかえ保育園以北)を合併した投票区を増設しましたから、秋の市長選挙から、千鳥町集会所か、投票所となります。



坪毛沢崩れ地(飯詰) 美しい山に!

山はうつくしい草木が生え、わたくし達を楽しませてくれ、水資源を保安しております。

しかし、飯詰山、坪毛沢の約三十畝におよぶ山は、山肌もあらわにした大崩壊地が、たえず、下流の川や溜池を土砂でつぶすという状態でした。こうした土砂の流出を防ぎ、水源を確保しようと、営林署では、三十五年から堰堤を作り復旧しようとしたが、あまりにも大きな崩壊のため、復旧するには根本的な復旧計画を樹てなければならぬと、金木営林署飯詰治山事業所は、三十八年から三十九年にかけて、飯詰から坪毛沢までの八キロ弱におよぶ材料運搬道路を作り、一億円を投じて、いま山腹工事を進めており、着々とその効果があらわれております。これが完成する四十四年には、あの大崩壊地も美しい山となりましょう。

進んでうけようー 結核検診

結核を減らすには、患者の早期発見、早期治療、感染源の隔離、未感染者の子防接種が大切です。

結核は、自覚症状にとほしく、よほど進行しないとかがっていてもわからないことが多いようです。

つぎのコースで、レントゲン車がまわります。無料で、着たままみてもらえますから、どちらさまも検診をうけ、結核をなくしましょう。

◇8月29日(月)

- ▽水野尾農協前(9時30分~10時30分)▽福岡片岡清実宅前(10時45分~12時30分)▽稲実十字路(2時~3時)▽姥滝神社前(3時15分~4時)
- ◇8月30日(火)
- ▽沖飯詰十字路(9時30分~10時)▽桜田笠井定一(10時20分~11時30分)▽毘沙門入口(1時~1時30分)▽毘沙門太田宅前(1時40分~2時30分)▽長富集会所(2時40分~4時)

福祉会館の電話は

ひまわり児童館の電話(二七三一番)は、八月十七日から、福祉会館に移転いたしました。

今後、ひまわり児童館へ電話するときは、くるみ園(二七二一番)にご連絡してください。

農地報償業

農地報償請求は、昨年八月から、五百五十件の受けつけをしましたが、まだ、約四割の未請求があるようです。請求期限も、あと七カ月とせまりましたので、早めに書類を作成して請求してください。

くわしいことは、業務室で説明しますから、お気軽においでください。

住所が変わったら郵便局へも

住所が変わったら、旧住所の配達受持の郵便局へ、転居届をだしましょう。

転居届をだしておかないと、旧住所あての郵便物は差出人にもどされます。

転居届の用紙は、郵便局のほか、市役所市民課の窓口で備えております。

なお、転居届によって郵便物を転送する期間は、一年間ですから、できるだけ早く、通信先に住所の変わったことを、お知らせしましょう。

行政の相談、要望は行政相談員に

行政についての苦情や意見、要望などをきき、これを解決し、行政の民主化を図るため、当市に青森行政監察局から、行政相談員が二人委嘱されており、行政相談員は、無料でしかも秘密を守って相談のつてくれます。

明かるい生活をおくるため、大いに利用いたしましょう。

当市の行政相談員は、つぎの方々です。

- 五所川原市敷島町 小島 医院内 小島 トシ
- 五所川原市三ツ谷 坂本 基作

NHK受信料の割引制度

受信料は、二か月を一期として、テレビを見ている方(契約甲)は六百六十円ラジオだけを聞いている方(契約乙)は百円を支払っておりますが、これを一年分、または半年分前払い

しますと、割引きになりますから、ご利用ください。

◇一年分前納

- 甲 三、九六〇円
- 乙 六〇〇円

◇半年分前納

- 甲 一、九八〇円
- 乙 三〇〇円

漂流物を拾った方へ

漂流物を拾得したときは所有者がはっきりしているときは、所有者に引き渡ししてください。

また、所有者がわからなければなりません。万一、不正行為がおこなわれたときは、法律によって罰則が適用されますのでくれぐれもご注意ください。

漂流物の拾得届は、市役所総務課、または支所に提出してください。